参考資料 29.11.20

# 【参考資料】

柔道整復療養費について

1. 柔道整復の施術に係る療養費の概要

# 柔道整復の施術に係る療養費の概要

- 〇 療養費は、本来患者が費用の全額を支払った後、保険者へ請求をおこない支給を受ける償還払いが原則だが、柔道整復については、例外的な取扱いとして、保険者等からの委任を受けた地方厚生(支)局長及び都道府県知事と柔道整復師が協定(契約)を結び、患者が自己負担分相当額を施術者に支払い、施術者が療養費を保険者に請求する受領委任形式により支給。(昭和11年から実施)。
  - ▶ 支給の対象となるもの
  - 急性又は亜急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲、捻挫、肉ばなれ等
  - 骨折及び脱臼については、医師の同意が必要 (応急手当を除く)
- ※ 柔道整復師法(昭和45年法律第16号)

(施術の制限)

第17条「柔道整復師は、医師の同意を得た場合のほか、脱臼又は骨折の患部に施術をしてはならない。ただし、応急手当をする場合は、この限りでない。」

- ※ 逐条解説柔道整復師法(厚生省健康政策局医事課編著,(株)ぎょうせい,1990)
  - 第2条(定義)条文解説「柔道整復師の業務は、脱臼、骨折、打撲、捻挫等に対してその回復を図る施術を業として行うものである。」
- 各保険者は、柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準(厚生労働省保険局長通知)に基づき支給額を 決定。
- 審査体制の充実のため、各都道府県毎に審査委員会を設置。
- 受領委任の契約の当事者である地方厚生(支)局長、都道府県知事が指導監査を実施。 (参考)就業柔道整復師数(平成28年12月末) 約68千人(施術所数 約48千カ所)

### 療養費の推移

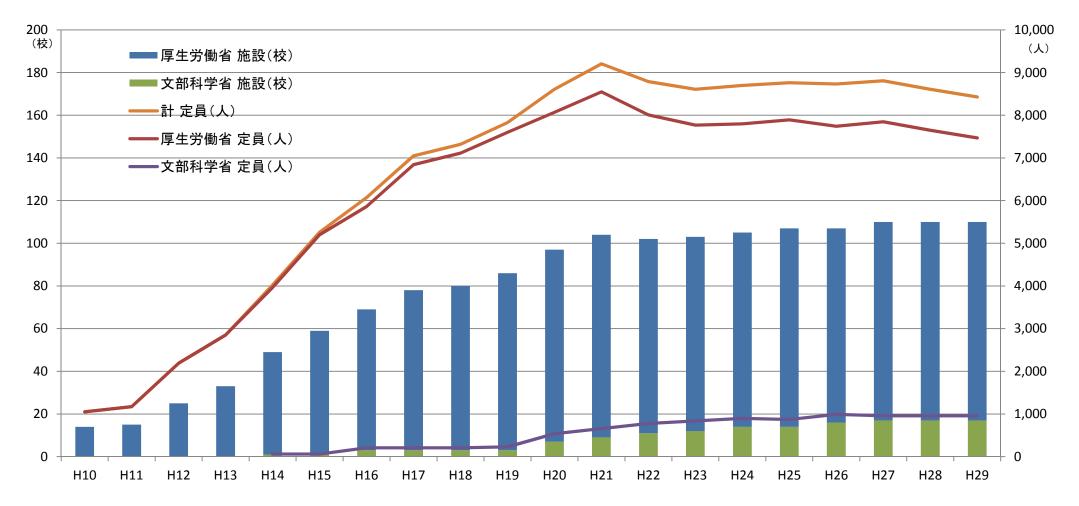
○ 柔道整復療養費は緩やかな増加傾向にあったが、平成24年度より減少に転じている。

							(金額:億円)
区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
国民医療費	348, 084	360, 067	374, 202	385, 850	392, 117	400, 610	408, 071
対前年度伸び率	2. 0%	3. 4%	3.9%	3. 1%	1. 6%	2. 2%	1. 9%
治療用装具	336	350	387	396	406	405	421
対前年度伸び率	2. 4%	4. 2%	10. 6%	2. 3%	2. 6%	-0. 4%	4. 0%
柔道整復	3, 933	4, 023	4, 068	4, 085	3, 985	3, 855	3, 825
対前年度伸び率	2. 7%	2.3%	1. 1%	0.4%	-2.5%	-3, 2%	-0.8%
はり・きゆう	267	293	315	352	358	365	380
対前年度伸び率	8. 1%	9. 7%	7. 5%	11.8%	1. 8%	1.8%	4. 3%
マッサージ	374	459	516	560	610	637	670
対前年度伸び率	10. 3%	22. 7%	12. 4%	8. 5%	9.0%	4. 5%	5. 2%

- (注1) 平成21年度までは保険局医療課、平成22年度以降は保険局調査課とりまとめの推計
- (注2)柔道整復、はり・きゆう、マッサージ別の療養費の算出について
- 〇 全国健康保険協会管掌健康保険(平成20年9月以前は政府管掌健康保険)、健康保険組合、船員保険、日雇特例被保険者、共済組合については推計値を、 国民健康保険、後期高齢者医療制度については実績値を使用。
- 〇 なお、健康保険組合、船員保険、日雇特例被保険者、共済組合及び国民健康保険の柔道整復、はり・きゅう、マッサージ別の統計が無い又は無かった 年度については、
- ・ 平成20年度以前の日雇特例被保険者については、療養費総額の実績値に全国健康保険協会管掌健康保険の柔道整復等の各々の割合を乗じ推計。
- ・ 平成21年度以前の船員保険、共済組合については、それぞれの療養費総額の実績値に全国健康保険協会管掌健康保険の柔道整復等の各々の割合を乗じ推計。
- ・ 平成22年度以降の国及び地方公務員共済組合については、療養費総額の実績値に健康保険組合の柔道整復等の各々の割合を乗じ推計。
- (注3)治療用装具の療養費の算出について
- 平成21年度以前の船員保険、共済組合については、療養費の内訳として治療用装具の統計がないため、集計していない。

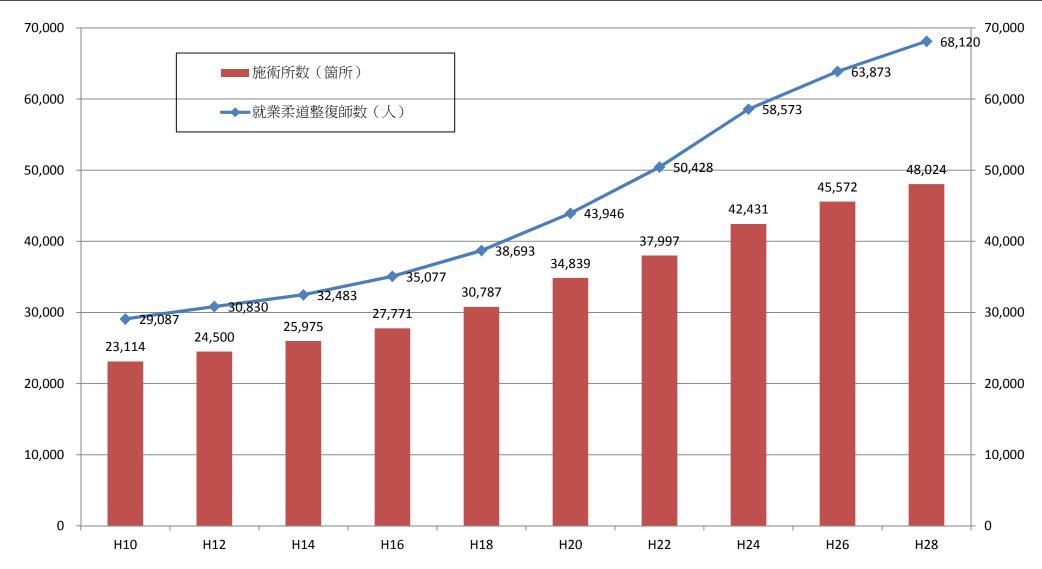
# 柔道整復師学校•養成施設数、定員 年度別推移

- 〇 平成10年の柔道整復師養成施設不指定処分取消請求事件(注)の判決において、指定基準が充たされる以上は養成施設の指定を行わなければならない、との司法判断により国が敗訴して以来、柔道整復師養成施設が増加傾向にあるが、平成21年度が養成施設の定員数のピークとなっている。
- (注) 柔道整復師の需給調整を理由に昭和48年以降、新規の養成校の指定を行っていなかった。このような中で、新規指定申請に対して指定を行わない こととした養成施設から平成10年に福岡地方裁判所に対して訴訟の提起があり、その適法性が争われたもの。



# 就業柔道整復師数•施術所数 年度別推移

〇 柔道整復師養成施設の増加に伴い、就業柔道整復師数や施術所数は急激に増加しており、平成10年に 29千人であった就業柔道整復師数は、平成28年では2倍以上の68千人(+39千人)となっている。



(平成22年は、東日本大震災の影響により、宮城県が含まれていない。) ※厚生労働省「保健・衛生行政業務報告(衛生行政報告例)」より 2. 療養費検討専門委員会の議論の整理

# 柔道整復療養費検討専門委員会について

○ 柔道整復療養費について、療養費料金改定及び中・長期的な視点に立った療養費の在り方について検 討を行うため、社会保障審議会 医療保険部会の下に柔道整復療養費検討専門委員会が設置されている。

〇 専門委員の構成

- 座長・有識者(整形外科医等を含む)
- 保険者等の意見を反映する者
- 施術者の意見を反映する者
- 第4回(平成28年3月29日):中・長期的な視点に立った療養費の在り方に係る検討を開始
  - 第5回(平成28年5月13日):論点を整理し、今後の進め方(案)を提示
  - 第6回(平成28年7月 7日):論点と今後の進め方(案)について議論
  - 第7回(平成28年8月30日):議論の整理(案)と料金改定(案)を提示
    - 平成28年9月23日:「議論の整理」をとりまとめ、10月1日からの料金改定の通知を発出
  - 第8回(平成28年11月2日):「議論の整理」で示されたそれぞれの事項について工程表を提示
  - 第9回(平成29年1月18日):「議論の整理」に係る検討(案)について議論
  - 第10回(平成29年2月15日):平成29年度に実施予定の項目、施術管理者の要件等について議論
  - 第11回(平成29年3月21日):「施術管理者の要件について(案)」等について議論
    - 平成29年3月27日:「施術管理者の要件について」をとりまとめ

#### <議論の整理の主な内容>

- 支給対象の明確化 : 支給の判断に迷う事例を収集・整理し公表
- ・審査の重点化 : 柔整審査会における統一的な判断基準の策定や施術所に対する調査権限 の付与
- ・療養費詐取事件への対応 : 不正請求が判明した場合は、地方厚生局に情報提供を行い、指導・監査
- ・施術管理者の要件強化・・・研修受講や実務経験を要件とする仕組みの導入
- その他 : 往療料の在り方、電子請求の導入
- ※ 第3回までの療養費検討専門員会においては、料金改定を中心に議論第1回 平成24年10月19日、第2回 平成25年3月26日、第3回 平成26年3月18日

### 柔道整復療養費に関する議論の整理(H28.9.23)の主な内容

### 1. 支給対象の明確化に向けた個別事例の収集

- ○支給の審査において判断に迷う事例等を収集・整理した上で公表。
- 〇「亜急性」の文言については、過去の質問主意書に対する政府の答弁書の内容(急性のものに準ずる)を踏まえた見直し。

#### 2. 不正の疑いのある請求に対する審査の重点化

- ○柔整審査会において、統一的な基準を策定した上で、いわゆる「部位転がし」など不正請求の疑いが強い施術所に対する調査を 行う。
- 〇支給申請書に負傷原因の記載を1部位から求めるべきといった意見。一方で、負担が大きいため、重点的な審査の実施を優先すべきとの意見。
- ○著しい長期・頻回事例における療養費の回数制限は、データを収集し、解析を進めた上で検討。

#### 3. 療養費詐取事件等への対応強化

- 〇不正請求が判明した場合は、地方厚生局に情報提供を行い、指導・監査。その上で、「受領委任の取扱いの中止」を確実に運用。
- 〇架空請求を防止するため、施術所に対して領収書の発行履歴その他通院の履歴がわかる資料の提示を求めることができる仕組 みを導入。
- 〇問題のある患者について、償還払いしか認めないことについては、事務的に検討すべき点があり、今後の検討課題。

#### 4. 適正な保険請求を促すための施術管理者の要件強化

- 〇保険請求を行う施術管理者に対し、研修受講や実務経験を要件とする仕組みを導入。 この場合に、実務経験の年数については、3年という議論があったことを踏まえつつ、現場への影響を踏まえ検討。
- ○初検時相談支援料について、併せて見直し。

#### 5. その他

- 〇同一建物の複数患者への往療については、「同一建物居住者」であるか否かによって判断。
- ○施術所が事業者等に対して金品を提供し、患者の紹介を受けた施術は、療養費支給の対象外。
- ○電子請求の導入に向けて、モデル事業を実施。

### 療養費検討専門委員会における議論の整理に係る対応スケジュール(案)

- 1. 平成28年10月1日から施行するもの
- (1)同一建物の複数患者への往療の見直し

第8回社会保障審議会医療保険部会 柔道整復療養費 検討専門委員会(平成28年11月2日)の資料を基に作成

- 2. 具体案の検討が必要であり、年内を目処に方針を決め、周知を図った上で平成29年度から実施を目指すもの
- ②「亜急性」の文言の見直し
- ③支給基準の明確化を図るため、判断に迷う事例の収集及び公表
- ④「部位転がし」等の重点的な審査の実施に向けた審査基準の策定
- ⑤柔整審査会の権限を強化し、不正請求の疑いが強い施術所に資料の提出や説明を求める仕組み
- ⑥地方厚生(支)局における個別指導・監査の迅速化、「受領委任の取扱いの中止」を確実に運用する仕組み
- ⑦保険者や柔整審査会が施術所に対して領収書の発行履歴その他通院の履歴がわかる資料の提示を求めることができる仕組み
- ⑧事業者等に金品を提供し、患者の紹介を受け、その結果なされた施術を療養費支給の対象外とする
- ⑨支給申請書様式の統一
- 3. 具体案の検討が必要であるとともに、十分な施行準備が必要であり、年度内を目処に方針を決め、できるだけ早期に 実施を目指すもの
- ⑩施術管理者について研修受講や実務経験を要件とする仕組みの導入
- ⑪初検時相談支援料について、一定の要件を満たす施術管理者に限って算定可能とする仕組みへの変更
- ⑩電子請求に係る「モデル事業」の実施
- 4. 継続的に実施するもの
- ③地方厚生(支)局における指導・監査の人員体制の強化
- (4)不適正な広告の是正

- 5. 次期改定に向けて、調査を実施するもの
- ⑤原因疾患毎の長期・頻回事例に関するデータの収集
- ⑥柔道整復療養費とあはき療養費との併給の実態把握

- 6. 引き続き検討するもの
- ①支給申請書における負傷原因の記載を1部位目から記載すること
- (18)問題のある患者に対し、保険者において受領委任払いではなく、償還払いしか認めない権限を与えること

# 柔整審査会、保険者等、地方厚生(支)局への情報提供の流れ

### 柔整審查会



保険者等 又は 柔整審査会

- 〇審査により、不正の疑いを見つける 【④審査基準の策定】
- ○患者、施術者へ調査する
  - 【5 柔整審査会の権限強化】
  - 【⑦通院の履歴の分かる資料の提示】



- ・不正請求について、客観的な証拠があるものが複数患者分あるものあるいは
- ・患者調査等の結果、不正請求の疑いが強いものが複数患者分(概ね10人の患者分があることが望ましい)あるものについて、優先して地方厚生(支)局に通報する

### 地方厚生(支)局

- 〇不正請求の証明度が高いものについては、優先して個別指導・監査を行う。
  - ※証拠がそろっているものについては個別指導を省略できることとする。
- 【⑥地方厚生(支)局における個別指導・監査の迅速化、①地方厚生(支)局の人員体制の強化】

### 施術管理者の要件について(報告書概要)

### 〔現行〕

○ 施術管理者になるには現在は要件がなく、柔道整復師の養成学校を卒業し柔道整復師となった後、 直ちに施術管理者となり、施術所を開設することも可能。

### 〔見直し〕



- 〇 新たに受領委任制度の施術管理者になる場合の要件に、実務経験と研修の受講を課す
  - (1)実務経験
    - ○実務経験の期間については、段階実施の実施状況を踏まえつつ、最終的には3年とすることを 軸に検討
    - 〇平成29年度に4年制の学校に入学した者が卒業し、1年の実務経験が可能となる平成33年度までは、既卒者を含め、実務経験を1年、 その後の平成34年度、35年度は、実務経験を2年とする、段階実施について検討
  - (2)研修の受講
    - 〇研修の科目
      - (1)職業倫理について
      - (2)適切な保険請求
      - (3)適切な施術所管理
      - (4)安全な臨床
    - 〇16時間以上・2日間程度で実施することを基本として検討
  - (3)施行日
    - 〇平成30年度から施行するよう検討

# 3. 療養費の料金改定について

# 柔道整復師の施術に係る療養費の算定について【平成28年10月】

	初回	2回目	3回目以降	
施術の内容や部位数 によらないもの	<ul> <li>・初検料(1,450円) → (1,460円)</li> <li>(時間外、夜間、休日の加算あり)</li> <li>・初検時相談支援料(50円)</li> <li>・往療料(1,860円)</li> <li>・往療距離加算(2km毎に800円)</li> </ul>	•再検料(320円)		
	<ul> <li>整復料(骨折)</li> <li>(4,100円~9,000円) → (5,200円~11,500円)</li> <li>固定料(不全骨折)</li> <li>(2,800円~7,200円) → (3,600円~9,200円)</li> <li>整復料(脱臼)</li> <li>(1,800円~7,000円) → (2,300円~9,000円)</li> </ul>	<ul> <li>・後療料(630円) → (810円)</li> <li>※3部位以上は60%逓減の対象</li> <li>・後療料(530円) → (680円)</li> <li>※3部位以上は60%逓減の対象</li> <li>・後療料(530円) → (680円)</li> <li>※3部位以上は60%、5ヶ月超の長</li> </ul>	-期は80%逓減の対象	
	<ul> <li>・施療料(打撲、捻挫)</li> <li>(760円)</li> <li>・冷罨法料(80円) → (85円)、温罨法料(75円)</li> <li>※3部位以上は60%、5ヶ月超の長期は80%逓減</li> <li>・骨折、脱臼、不全骨折の固定のための金属副子等を使用した場合の加算(680円~1,030円)</li> <li>・骨折、脱臼、不全骨折の応急施療を行った後の保険医療機関への文書による患者紹介を行った場合の情報提供料(1,000円)</li> </ul>	*後療料(505円) ※3部位以上は60%、5ヶ月超の長 )、電療料(30円)		

# 過去の療養費料金改定について

### (参考) 平成10年以降の改定率

(単位:%)

改定年月(医科)	医科	改定年月(療養費)	柔道整復	あん摩マッサージ	はり・きゅう
平成10年4月	1. 5	平成10年7月	0. 8	0. 6	0. 7
平成12年4月	2. 0	平成12年6月	1. 1	0. 9	1. 0
平成14年4月	Δ1. 3	平成14年6月	Δ0. 65	Δ0. 65	Δ0. 65
平成16年4月	0. 0	平成16年6月	0. 0	0. 0	0. 0
平成18年4月	Δ1. 5	平成18年6月	Δ0. 75	Δ0. 75	△0. 75
平成20年4月	0. 42	平成20年6月	0. 21	0. 21	0. 21
平成22年4月	1. 74(外来0. 31)	平成22年6月	0. 0	0. 15	0. 15
平成24年4月	1. 55	平成25年5月	0. 0	0. 0	0. 0
平成26年4月	0.82(消費税分0.71)	平成26年4月	0. 68	0. 68	0. 68
平成28年4月	0. 56	平成28年10月	0. 28	0. 28	0. 28